



令和 7 年 10 月 29 日
海 上 保 安 庁

LNGバンカー船の柔軟な定係地確保に向けて ～LNGバンカー船の停泊時の基準について案を取りまとめ～

海上保安庁は、LNGバンカー船が定係地の岸壁に停泊する場合の基準^(※)について、関係官庁及び関係団体で構成される第二回調査研究委員会を開催した結果、安全性を低下させず、基準（立入禁止区域・火気使用制限区域）の見直しが可能である旨の結論を得たことを踏まえ、見直し案を取りまとめました。

(※) LNGバンカー船が定係地の岸壁に停泊する場合の基準

LNGバンカー船が停泊許容量^{※1}を超えて定係地の岸壁に停泊する場合の安全対策^{※2}として、立入禁止区域や火気使用制限区域の設定、消防設備等の設置及び安全管理体制の確保等に関する基準を定めています。

※1 港則法で定める危険物を積載した船舶が特定港において停泊する場合、積載している危険物の量について、岸壁ごとに定める停泊許容量を遵守する必要があります。

※2 停泊許容量を超えた量を積載している場合には、必要な安全対策等を遵守することで停泊を認めています。

1. 見直しの背景

船舶の低・脱炭素化に向けてLNG燃料船の導入が進む中、LNGバンカー船（燃料供給船）が今後増えることが見込まれています。

LNGバンカー船が定係地の岸壁に停泊する場合の各種安全対策については、令和3年度に取りまとめられた基準を遵守するよう指導してきたところですが、「LNGバンカー船の周囲30メートル以上の範囲に物理的障壁によって立入禁止区域並びに火気使用制限区域を設定する」ことが、定係地の確保をする上で支障となっており、関係業界から見直しの要望が出されているところです。

そのため、安全性を低下させないことを前提に、見直しの可否を検討するための調査研究委員会を開催しました。

2. 検討の手法及び結論

従来、危険物に関する規制等のあり方については、取り扱われる当該危険物の量、性状や危険の程度に主眼を置いて検討してまいりましたが、第二回調査研究委員会において、LNGバンカー船のタンク自体の信頼性や安全性に着目して

